平成２１年（フ）第２６５号
茨城県石岡市東成井７番地31
債務者　比企ひろみ
1　決定年月日時　平成21年10月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２１年（フ）第２６６号
茨城県つくば市高見原１丁目１番地242
債務者　金子　米夫
1　決定年月日時　平成21年10月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２１年（フ）第５４号
千葉県鴨川市寺門141番地２
債務者　清水　貞子
1　決定年月日時　平成21年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで
千葉地方裁判所館山支部

平成２１年（フ）第１１４号
富山県高岡市定塚町７番15―601号　信開トピア定塚
債務者　木森　光代
1　決定年月日時　平成21年10月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２１年（フ）第１２９号
富山県高岡市野村178番地13
債務者　絹石　住子
1　決定年月日時　平成21年10月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２１年（フ）第２１７号
富山県氷見市北大町12番46号
債務者　とと楽こと　中山　輝明
1　決定年月日時　平成21年10月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２１年（フ）第１２４号
岐阜県可児郡御嵩町御嵩818番地１　板良住宅130号
債務者　石田　良隆
1　決定年月日時　平成21年10月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２１年（フ）第１２７号
岐阜県可児市川合33番地　フロムＡカイト401
債務者　村田　恵美
1　決定年月日時　平成21年10月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２１年（フ）第８９号
岐阜県飛騨市古川町杉崎352番地１　諏訪田団地Ｂ棟305号
債務者　長尾　周行
1　決定年月日時　平成21年10月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２１年（フ）第２０３号
三重県津市牧町262番地22　ボヌール牧203、前住所三重県熊野市大泊町213番地６
債務者　升本　葉子
1　決定年月日時　平成21年10月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで
津地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第２５６号
三重県津市雲出島貫町1455番地
債務者　村上　和美
1　決定年月日時　平成21年10月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで
津地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第１４８８号
京都市下京区七条御所ノ内西町67番地の13
債務者　ヘヤーサロンＮＡＫＡＢＡこと　中場良樹
1　決定年月日時　平成21年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１４８９号
京都市下京区七条御所ノ内西町67番地の13
債務者　中場まりこ
1　決定年月日時　平成21年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１６６０号
京都市中京区西ノ京冷泉町68番地　大橋ハイツ103号
債務者　土橋　幸生
1　決定年月日時　平成21年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１７４１号
京都市下京区西新屋敷上之町124番地１　ヴィラパークサイド505号室、申立時の住所京都市下京区西木屋町通上ノ口下る梅湊町95番地　朝日プラザ高瀬川106号室
債務者　荒井佳世子
1　決定年月日時　平成21年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第６２号
兵庫県尼崎市開明町１丁目17番地
債務者　浦上　正勝
1　決定年月日時　平成21年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第３７８号
兵庫県西宮市松風町６番30―203号
債務者　鈴木　榮子
1　決定年月日時　平成21年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係